

村政功労者表彰式 新春講演会

講師 由美 かおる さん

『心とからだの健康法』
(西野流呼吸法)

とき 平成12年1月9日(日)
午前9時30分

ところ 月潟村農村環境改善センター
《入場無料》

(但し、対象は中学生以上とし、入場整理券が必要です。)

平成12年
月潟村



【講師の紹介】

昭和25年 京都に生まれる。
昭和37年 西野バレエ団入団。
昭和41年 「11PM」にプリマとして出演。
その後、数々の作品のヒロインを演じる。
ゴールデン・アロー賞の新人賞、グラッパ賞4回など数多く受賞。海外では、チリ国際音楽祭、ブラジル国際音楽祭、ベネチア国際音楽祭に入賞。
昭和59年 厚生大臣の私的諮問機関「国民健康会議」委員。
昭和62年〜平成元年 酒田短期大学講師。
平成7年 厚生省「医療審議会」委員。
平成9年〜11年 大阪国際女子大学客員講師。
全国の企業、公共団体で西野流呼吸法の講演活動。
テレビ「水戸黄門」にレギュラー出演。
合気道4段
〈著書〉
「由美かおるの西野流呼吸法」
「由美かおるのタイエツト呼吸法」

入場整理券の申し込み期限 平成12年1月6日(木)までに
申し込み・問い合わせ先 役場総務課企画財政係 (☎375-2710) まで

◎ 先着500名までとさせていただきます。

※当日は、混雑が予想されますのでなるべく徒歩でのご来場をお願いします。

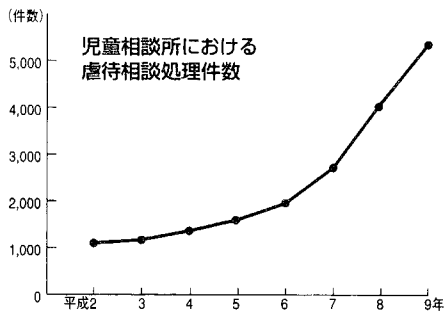
子どもを虐待から守るために

虐待を受ける子どもの「ヘルプ！」 周囲の大人の助けが必要です。

子どもの虐待のほとんどは親によって行われています。自分の味方であるはずの親から虐待を受けたとき、子どもは体も心も大きく傷つけられながら、だれにも「ヘルプ！」が言えません。そうした子どもを虐待から守るためには、周囲の大人の助けが必要です。

潜在化している 子どもの虐待

親が自分の子どもを大切に守り育てることは、人であれば当然のことです。しかし、一部ではありますが、親が子どもを虐待し、子どもの命を奪ってしま



まうこともあります。

最近、そうした子どもの虐待に関する相談が、児童相談所に多く寄せられるようになっていきました。平成9年度の子どもの虐待の相談件数は五千三百五十二件。この八年間で約五倍になっています。相談者は家族よりも、学校や近所の知人、福祉事務所など、家族以外の周囲の人から寄せられることが多いのが特徴です。

子どもの虐待は、ほとんどが家庭の中で発生しており、実の母親、父親が虐待者となつていくケースが大半です。

しかし、親自身は虐待しているという意識がなかったり、その事実を認めなかったりすることが多く、虐待されている子どもが親に抵抗できなかったりす

るため、潜在化しやすいのが実情です。

子どもの心身を傷つける 四つの子ども虐待

子どもの虐待は、傷や骨折など身体的なダメージを与えるだけでなく、心にもはかりしれない深い傷を負わせ、それがトラウマ(外的心傷)になったり、精神的な成長の妨げになったりします。さらに、最悪の場合には子どもの命を奪うこともあります。

子ども虐待は、殴る、蹴るなどの「身体的暴行」や「性的暴行」だけを意味するものではありません。子どもの人格を辱めるような暴言などの「心理的虐待」や、子どもの健康や安全に

構わないなどの「ネグレクト」も虐待に含まれます。例えば、親がバチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したりする事件などは、ネグレクトという虐待の結果です。

子どもの虐待に気づいたら 相談機関に連絡を

心理的虐待やネグレクトは、虐待という認識がなかったり、虐待の意図もないかもしれません。しかし、何が虐待になるかは、子どもの側から判断されるべきものです。子どもにとって有害な行為であれば、それは虐待になるのです。



実の親であっても、子どもの命を奪う権利はありません。親による子どもの虐待があれば、その子どもを虐待から救い出し、守っていくことは社会全体の役目です。そのためには、まず、周囲の大人の助けが必要です。

もし、あなたが身近なところで子どもの虐待に気づいたならば「ヘルプ」が言えない子どもの代わりに、ぜひ、相談機関に連絡してください。相談内容や相談者のプライバシーは固く守られます。

子どもの虐待についての相談は、児童相談所のほか、最寄りの福祉事務所や児童家庭支援センター、保健所、民生・児童委員などでも応じています。